

富谷

## 至著『木簡・竹簡の語る中国古代

—書記の文化史』（世界歴史選書）

渡辺 晃 宏

本書は、「歴史学の最新のフィールドから、わたしたちの（いま）を問い合わせ返す」という謳い文句によって陸續と刊行されている、學問的刺戟に満ちあふれた世界歴史選書のシリーズの中でも、とりわけ出色の一冊であり、紹介者自身も文字通り目から鱗の落ちる思ひを味わった。中国簡牘そのものを真正面から扱つた研究であるが、日本の木簡の研究にとつても示唆するところ極めて大きい。タイトルに注目していただきたい。簡牘ではなく、木簡・竹簡としたのは、簡牘と総称してしまっては見逃されてしまう部分に注目したのが本書の真髄だからであり、この視点は中国の簡牘と日本の木簡の垣根を取り払うのに大きく寄与することになった。

第一章 紙の発明とはでは、高校の教科書における蔡倫と紙の関係に関する記述の曖昧さから説き起こし、紙の歴史において蔡倫が果たした役割について、小気味よい論証が繰り広げられる。蔡倫が蔡侯紙を発明したとされる一〇五年よりも前の紙の発見が相次ぐため、その功績を過小に評価する傾向が強くなつてきていたが（教科

書の記述の揺れはその反映）、それまで包装用に使用されていた紙を書写材料として実用化したのが蔡倫であったことを明解に論じる。

従来の文献史料を再検討し、銅鏡に付着して出土したという蔡倫以前の紙の出土状況を手がかりとして、考古史料と文献史料の総合的な解釈を図る論述はまさに鮮やかである。読者はそう長くはないこの章によつて、一気に著者の世界に引き込まれることになる。

第二章 紙以前の書写材料では、紙以前の書写材料と、その発展経過が再吟味される。ここで主として取り上げられるのは、書写材料としての石、具体的にいえば、石碑（墓碑を含む）と墓誌である。墓誌が石碑が地中に移されたものであるという説の誤りを看破し、現世の人間を読み手とする石碑と、黄泉の国の神靈や邪氣を読み手とする墓誌という差異があるのであり、両者が全く異なる起源と性格をもつことが述べられる。ただ、いずれにせよ石はそこに記される内容と素材が密接に関連する書写材料であり、その点では金文が刻まれる青銅器と同様に、限定的、特殊な書写材料であつた。

それでは紙以前には、記事内容が材料の制約を受けない普遍的な書写材料は何であったのか。ここで読者はいよいよ木簡と竹簡の世界に誘われることになる。なお、本章では石碑の形状、すなわち頭部を円形にした墓碑にみられる穿や暈、さらには三角形をした頭の意味についての文献史料に基づく通説に疑問が呈される。その謎解きとともに木簡と竹簡の世界の扉は開かれる。

第三章 木簡と竹簡では、まず中国における木簡発見の歴史とその研究史が繙かれる。中国の木簡は今や二〇万片に達しようとしており、しかもこれは杣を含まぬ数であるという。杣とは柿であり、それに似た薄い材に書かれた経典であることから柿経の名が生まれたのであるが、ここでいう杣とは日本でいういわゆる削屑、〇九一型式の木簡のことである。従つて、本書の記述に従う限り、削屑を含めて三三万点という日本の木簡を恐らく軽く凌駕する数の木簡が中国では出土しているのであろう。

続いて叙述はいよいよ本書の核心へと近付いていく。著者は簡牘を形状に基づいて分類し、記述を行う。形状は、使用方法、使用目的とも直結する簡牘の最も基本的な要素である。短冊状の札に墨書きする簡牘は、紐でつなぎ合わせて使用する編綴簡と、単独で使用する単独簡とに大別される。そして編綴簡には最終簡から綴じ紐をかけて編綴し、最終簡から收巻して先頭簡の背面に表題を書くタイプと、先頭簡から綴じ紐をかけて編綴し、先頭簡から收巻して最終簡の背面に表題を書くタイプの二種類がある。前者は分量が決まっている書物に適した形態、後者は新しい簡を次々に追加していく帳簿などに適した形態で、著者は前者を書籍簡、後者をファイル簡と呼んでいる。ただ、両者は全く相容れない形態ではなく、書物も長い時間をかけて段階的に完成されていくのであり、ファイル簡としての過程を経て完成に向かうものである点に特に注意を喚起する。

次に単独簡について、使用目的・方法によつて既に漢代から与えられていた名称ごとに説明がなされる。文書を送る際に封緘の役割をする「檢」、皇帝の強い意志を示すための多面体の単独簡「檄」、荷札・付札として使用した「牘」、名刺にあたる「謁」、旅行者が携帯する身分証明書「伝」、一枚一組の割り符の木簡「符」などであり、叔山明氏が明らかにした刻齒についても紹介されている。「牘」の説明の中では、「長屋親王宮鮑大贊十編」の木簡も登場するが、ここで墓碑の頭部の形状が実は木簡の「牘」を象つたものなのではないかという説明がなされる。石碑の碣と木簡の牘、いわれてみればまことにもつともなことである。

これに続く木簡と竹簡に関する部分はまさに本書の核心である。簡牘として一括され機能の上で大きな違いはないとされてきた木簡と竹簡について、常識は根底から覆される。著によれば、編綴簡、単独簡という簡牘の形状は書写材料そのものと密接に結びついていたのであった。すなわち、編綴して冊書として利用する場合の書写材料である竹と、単独で形状の上で細工を施して用いる場合の書写材料である木とは、使用方法を異にしていた。中国における紙出現以前の一般普遍的な書写材料はむしろ竹簡であつて、木簡は単独簡として書写内容、用途によって材質が特定されるという特殊な書写材料なのであった。中国でも唯一竹の生育しない辺境で使用されたいわば代用品によつて簡牘像が形作られてしまつたがための誤解だ

つたのである。

誤解を助長した要因が実はもう一つあった。それは他ならぬ日本における平城宮跡をはじめとする各地からの木簡の出土である。日本の木簡は紙と木の併用の時代の所産であって、そこに竹簡がみられないことは辺境地域の簡牘に竹簡が少ないとることは全く別の要因が作用した結果であった。それにもかかわらず、竹簡が少ないという見かけ上の一致だけが注目され、誤った簡牘像が形成されてしまつたのである。竹簡がないのは事実であるから、結果的に中国における誤った簡牘像の形成に寄与してしまつたとしても致し方のないことであるが、一方で日本における木簡研究の隆盛（木簡学会の活動を含む）が、「木簡」という用語を「竹簡」と対概念としてではなく、「竹簡」を包摂する概念として定着させてしまうのに大きく貢献することになつてしまつたのも事実で、簡牘＝木簡＋竹簡という中國における概念を攪乱する結果になつたのは遺憾である。

それはともかく、ここで著者が指摘する紙木併用時代であるから日本には竹簡が基本的には存在しないのだという指摘はまことに重要なである。竹を使用しようと思えば可能な環境の日本において敢えてそれを行わなかつたのは、竹を用いるような場合、つまり編綴簡が必要な場合には、敢えて竹簡を使用せずとも紙を使用できる環境にあつたからであつた。編綴簡と単独簡における書写材料の使い分けという著者の視点に立つならば、竹簡がないことと冊書がないこと

とは全く同じ要因から説明することができるるのである。

さて、こうして読者はいよいよ書写材料の簡牘から紙への移行の問題の扉の前に立つことになる。ここでも編綴簡—竹簡、単独簡—木簡という著者の視点は大きくものをいうことになるのだが、読者にはその解答はすぐには与えられない。叙述は流れを一旦止め、簡牘資料が語る書記の世界へと誘われることになる。

**第四章 簡牘が語る書記の世界**では、簡牘を使つた徹底した文書行政、特にその重層的な構造が、実例を駆使したわかりやすい説明によって読者に示される。まさに簡牘を整理・解読する醍醐味が示される章であり、ここでは読者の興味をそぐことになりかねないくだくだしい紹介は避ける。ただ、章の最初に示された簡牘の資料としての特徴、すなわち同時代資料であること、モノとしての価値を兼ね備えた資料であること、資料が使われた環境—遺跡の性格、ひいてはそこで行われた行政のあり方まで一を明らかにし得る資料であること（著者は「長屋親王宮鮑大贊十編」の木簡を使ってこのことを説明してくれている。心憎いばかりの読ませるための読者への配慮である）などの指摘は重要で、簡牘を日本の木簡に置き換えてもそのままあてはまる。中国の簡牘が日本の木簡と同じ性格を具備した資料であること、共通の研究手法が使用できる資料であることが明確に示されている。引き続いてなされる「文書」という語の説明は、まさに日本の古文書学のそれと同一であり、さらに「敦煌文書」は大半が

帳簿・名籍・写経だから「文書」と呼ぶのはそぐわないという著者のつぶやきを聞く時、「正倉院文書」のことを聞いているのかといふ錯覚を覚えてしまう。簡牘と木簡が共通の世界に生きる資料であることを著者は如実に示してくれたのである。

### 第五章 横蘭出土の文字資料より—併用される木と紙では、簡牘

から紙への移行期である三世紀から四世紀の晋代の状況が如実にわかる横蘭出土の文字資料によって、簡牘から紙への移行の具体的な様相が明らかにされる。書写材料の簡牘から紙への変遷は、けつして一様に進行したのではなかった。最も早くスムースに紙に移行したのは、書物や手紙などの編綴簡であった。それは紙より前の段階においては普遍的な書写材料としての竹に記されるのを通例としてある紙に直ちに移行することが可能だったのである。

これに対し、書写以外の機能をもち、加工を伴う木製品としての性格を色濃くもつ単独簡は紙への転換をすぐに果たすことはできなかつた。また、編綴簡であつてもファイル簡としての機能を有するものや、長い年月にわたつて全国一律の書式を保つてきた戸籍のような資料の場合には、新たな書写材料への転換はそう簡単には完成し得なかつた。行政文書も横蘭出土の資料をみる限り簡牘であつた。上行文書にせよ下行文書にせよ、文言を書き加えて付加していくフ

アイル的な様態を留めていることと関係があるのでないかという。ただ、詔書の場合、文献史料からは魏晋時代には既に紙が用いられていたことが窺えるといい、紙と簡牘双方の存在が想定されるのである。これを受けて、横蘭出土の資料だけでなく、広く文献史料などを含めた総合的な考察へと叙述は展開していくことになる。

### 第六章 漢から晋へ—簡牘から紙では、主として文献史料からみ

た簡牘から紙への展開が論じられる。主たる素材は文献に見える青紙・黄紙と黄籍である。まず、青紙について皇帝直筆の詔が書かれる紙であること、これに対し黄紙は正式の官用文書に用いられる紙であることが述べられる。ついで、黄籍を黄紙に書かれた戸籍であるとする通説に疑問を投げかけ、黄籍の「黄」は色の呼称ではなく、黄籍は正式の戸籍の意であり、簡牘であつたことが論証される。第五章で述べられた戸籍の紙への転換の遅れが文献史料からも明らかになる。戸籍が紙に変わったのは東晋に入つてからであつたという。このように簡牘から紙への書写材料の変遷は、段階的かつ漸次的なものであつた。三、四世紀になつても簡牘は書写材料として的地位を依然として保つていた。それは紙の稀少価値のなせるわざなのでなく、文字情報のみを伝えるのではないという簡牘自体に備わる内的性格と、それを利用した行政の様態に帰因するものであつた。著者は、敢えていえば中国古代専制国家は簡牘という書写材料の上に成り立つていたといつてよいとする。そしてその簡牘という書

写材料が紙に変化する時、行政制度そのものが変貌するのは論理的帰結であるという。簡牘に基づく漢代の行政と紙に基づく唐の行政を対比させるのである。これはファイル的な編纂物である漢代までの法令と、典籍として卷数の定まつた晋代以降の法令との違いとなって現われる。紙の時代の政治制度の完成された形、それが唐代の律令制であった。すなわち著者によれば、簡牘から紙への書写材料の変化が唐代の律令国家を生んだということになる。

これまでの中国簡牘の概説書と異なり、日本の木簡を扱う者にとってもたいへん理解しやすいのは、著者の視点が簡牘そのものにあるからであろう。従来の中国簡牘研究は、多かれ少なかれ中国古代史、特に漢代史研究としての側面を強くもつっていた。これに対し書写材料としての竹と木、そしてそこから紙への変遷を辿る著者の視線は、あくまで簡牘そのものの研究であり、木簡の整理・解読・保存に携わる者として多大の共感を覚える。目から鱗の落ちる思いを味わった主要因はここにあるのであろう。

もう一つ、日本における木簡使用について漸く紙木併用が常識になつてきた感があるが、これとの対比で中国簡牘が紙の普及以前の書写材料であるという点が注目されることはあっても、中国においても紙木併用時代があつたことに思いをいたすことはまずなかつたといつてよい。簡牘から紙への段階的かつ漸次的变化を簡牘の実物と文献史料とから丁寧に跡づけた点は、本書の最大の成果といえる。

その中で、若干疑問に感じたことを挙げる。著者は、戸籍の簡牘から紙への移行が遅れた理由について、長い年月一定の様式を保ってきた書写物であるため、その紙への転換は大事業であつたからであるとする。しかし、もし戸籍の簡牘から紙への変遷が遅れた理由を挙げるとすれば、構成員の移動に伴う加除操作を伴うため、ファイル的機能を必要とした点の方がむしろ重要なのではないか。もう一つは、著者の議論では現存する戸籍関係資料を全て完成された戸籍と見なしているかと思われる点である。戸籍作成過程においてはさまざまな帳簿類が作成される。その過程で簡牘と紙が併用されることもあり得るであろう。例えば日本においても、紙の戸籍が作成された八世紀において、戸籍状の木簡が使用されている事例がある。作成過程で簡牘が用いられることと、完成された戸籍が紙に書かれることが併存する事態は充分想定可能であろう。

それから、書写材料の変遷が行政システムそのものの変更をもたらしたという著者の指摘は鋭いと思うが、それを議論するには、完成された律令国家唐の行政システムについての言及がやや少ないよう思う。これは後に触ることとも関係するが、晋以降唐にかけての書写材料の変遷について、引き続き著者の見解を伺いたかった。著者はあとがきにおいて、現代が簡牘から紙への移行に匹敵する書写材料変遷の時代であると述べる。紙から電子媒体への変化がもたらすシステムの変化を危惧するのであるが、書写材料の変化が社会

にどのような影響を及ぼすのかあるいは及ぼさないのか、私たちは著者が想定した簡牘から紙への移行による律令制の成立という仮説を検証できるまつただ中に立たされているということができるよう。

さて、本書が日本の木簡のあり方について投げかけている課題はまさに大きなものがある。著者によれば、簡牘は律令制とは相容れない書写材料となる。しかし、日本の律令国家の運営にあたって、木簡がその文書行政の遂行に果たした役割に計り知れないものがあることは周知のことである。日本の木簡は律令制の申し子であるいつても過言ではないのである。こうした律令制と木簡（簡牘）の関係の彼我の違いはどう理解すればよいのであらうか。日本が律令制の建設に邁進し始めた七世紀半ば、中国においては紙という書写材料に基づく律令国家である唐は既に成立して久しい。日本は唐以前の簡牘と紙の併用時代の行政システムを受け入れたという説明も不可能ではない。しかし、これまでのところ隋唐以前の時期の木簡が日本で見つかることはない。日本は著者のいう紙に基づく中国の律令制の導入にあたって、木簡をふんだんに用いた律令制行政システムに書き換えていくことになる。

この点の理解はなお慎重な考察を必要とするが、二つの方向から考えていく必要があらう。一つは、日本が独自に木簡を用いた行政システムを確立した可能性である。もう一つは、唐代にもなお紙木併用の伝統が残つており、これを導入した可能性である。都城にせ

よ錢貨にせよ律令にせよ、あれほど遣唐使の持ち帰つた唐の実情との乖離を意識して、軌道修正を図つた当時の為政者たちである。行政システムの運用についても唐のそれを持ち帰つて実践した可能性は捨てきれない。著者のいう紙という書写材料に基づく律令制を見聞してきたのであれば、八世紀の日本の書写材料に何らかの影響を与えたかったとは考えにくい。中国における木簡使用はいつどのよくな形で終焉を迎えたのか、著者のさらなる続篇を期待したいところである。もつとも、日本における木簡使用の昂揚は、七世紀半ばの唐と交渉を絶つた状況での律令国家建設の中で既に始まっていたのは確かである。とすれば、七世紀の木簡と八世紀の木簡とのより厳密な比較検討も必要になってこようし、律令国家建設期に外交を保つていた新羅の影響も看過できないであろう。

このように本書によつて、中国簡牘と日本木簡との親近性が浮き彫りになつた反面、そのことによつて逆に両者の違いも明瞭になつた感がある。日本の木簡使用の開始と終焉に関する検討は、中国簡牘に関する富谷氏の研究によつて、大きな手がかりを得ることになつた。本書は、中国簡牘研究の書として画期的な内容を誇ると同時に日本の木簡研究にも大きなインパクトを与える書であり、日本の木簡に関わる広い読者に迎えられるものと思う。

(一〇〇三年七月、岩波書店刊、B6判 一二四四頁 二六〇〇円+税)